



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第484号 令和4年8月5日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
513	肥料の登録の有効期間を更新した件	農林水産総合技術 支援センター

【人事委員会告示】

番号	表題	担当課名
3	徳島県職員等（大学卒業程度）採用候補者 名簿の確定	
4	採用候補者名簿の失効	

【公安委員会告示】

番号	表題	担当課名
12	施設警備業務2級検定の実施期日等を公表 する件	

徳島県告示第五百十三号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和四年八月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
徳島県 第七号	生石灰	最優生石灰	アルカリ分 九五・〇	該当なし	櫻野石灰工業株式会社 板野郡北島町中村字前須一九番地一	令和十年七月二十一日
徳島県 第一〇号	消石灰	特撰消石灰	アルカリ分 六五・〇	同	同	同
徳島県 第四一三号	魚かす粉末	東榮魚粉 一 号	窒素全量 八・〇 りん酸全量 六・〇	同	株式会社東肥糧製造所 勝浦郡勝浦町大字沼江字兀山二番地の二	令和十年八月二十六日

徳島県人事委員会告示第三号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四―九）第四十条第一項の規定に基づき、次のとおり採用候補者名簿を
 確定したので、同条第三項の規定により公示する。

令和四年八月五日

徳島県人事委員会委員長 森 俊 明

採用候補者名簿の名称	確定年月日	採用試験の名称 及び施行年月日	採用候補者名簿に記載 されている採用候補者数
徳島県職員（大学卒業程度） 採用候補者名簿	令和四年七月二十八日	徳島県職員採用試験（大学卒業程度） ○第一次試験 令和四年六月十九日 ○第二次試験 令和四年七月九日、十四日、 十五日、十六日、十七日、 十九日、二十日、二十一日 及び二十二日	行政事務以下十八試験区分 二百六名
徳島県市町村立小・中学校 職員（大学卒業程度） 採用候補者名簿	令和四年七月二十八日	徳島県市町村立小・中学校職員採用試験 （大学卒業程度） ○第一次試験 令和四年六月十九日 ○第二次試験 令和四年七月九日及び 十七日	学 校 事 務 八名

徳島県人事委員会告示第四号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四―九）第四十六条第一項第二号の規定に基づき、次の採用候補者名簿は、令和四年七月二十八日をもって失効したので、同条第二項の規定により公示する。

令和四年八月五日

徳島県人事委員会委員長 森 俊 明

採用候補者名簿の名称	確定年月日
徳島県職員（大学卒業程度）採用候補者名簿	令和三年八月二日
徳島県市町村立小・中学校職員（大学卒業程度）採用候補者名簿	令和三年八月二日

徳島県公安委員会告示第12号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

令和4年8月5日

徳島県公安委員会委員長 米 澤 和 美

1 検定を行う警備業務の種別及び級

検定規則第1条第2号に規定する施設警備業務 2級

2 実施期日及び場所

(1) 実施期日

令和4年12月7日（水）午前9時10分から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）とする。ただし、検定の終了時刻にあつては、検定の実施状況に応じて変更することがある。

なお、受付は、当日の午前9時から午前9時10分までの間とする。

(2) 実施場所

アスティとくしま

（徳島市山城町東浜傍示1番地1 電話088-624-5111）

3 受検定員

30人

4 受検資格

次のいずれかに該当する者とする。

(1) 徳島県内に住所を有する者

(2) 徳島県外に住所を有し、徳島県内に所在する営業所に所属している法第2条第4項に規定する警備員

5 検定申請手続

(1) 受検の予約

ア 専用電話による予約

(ア) 検定を受けようとする者は、事前に徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室に設置した予約専用電話（090-9555-1123）に電話をし、受検の予約を行うこと。

(イ) 電話による予約（以下「電話予約」という。）は、令和4年10月3日（月）から同月7日（金）までの午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

イ 留意事項

(ア) 予約専用電話以外による予約は、受け付けない。

(イ) 電話1回につき、1人の予約を受け付ける。

(ウ) 電話予約の受付期間内であっても、定員に達した場合は、その時点で受付を締め切る。

(エ) 検定を受けようとする者以外の者による予約は、受け付けない。

(2) 検定申請書の提出

ア 検定の申請ができる者

検定の申請は、電話予約の際に警察が付与する予約番号を取得した者（以下「検定申請者」という。）のみが行うことができる。

イ 提出書類

検定申請書（検定規則第9条第1項に規定する検定申請書をいう。以下同じ。）
1通に、次に掲げる書類を添付すること。

- (ア) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- (イ) 検定申請者の住所地が徳島県内にあることを疎明する書面（以下「住所地疎明書面」という。）又は自己の属する営業所が徳島県内にあることを疎明する警備業法施行細則（平成18年徳島県公安委員会規則第15号）第9条第1項に規定する警備員所属証明書（以下「警備員所属証明書」という。）1通

ウ 提出先

検定申請書及びその添付書類（以下「検定申請書等」という。）は、次に掲げる添付書類の区分に応じて、それぞれ定める警察署の生活安全課又は刑事生活安全課に提出すること。

- (ア) 住所地疎明書面を添付する場合 検定申請者の住所地を管轄する警察署
- (イ) 警備員所属証明書を添付する場合 検定申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署

エ 提出方法

検定申請書等は、検定申請者本人が持参すること。ただし、やむを得ない事情がある場合であって、検定申請者の委任状を持参しているときは、代理人による提出を認める。

なお、郵送等による申請は、認めない。

オ 提出期間

検定申請書等の提出は、令和4年10月24日（月）から同月28日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に行うこと。

カ 検定手数料

検定申請書等を提出する際に、検定手数料として、16,000円を徳島県収入証紙により納入すること。

なお、納入された検定手数料は、還付しない。

キ 受検票の交付

受検票（検定規則第10条に規定する受検票をいう。以下同じ。）は、検定申請書等の提出を受けた警察署において、後日交付する。

6 検定

(1) 検定の実施概要

検定は、学科試験及び実技試験により行う。ただし、学科試験が合格基準に至らなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(2) 持参するもの

受検に際しては、受検票、筆記用具、警笛、帽子（警備員の制服として使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽、雨着（雨天時に使用する。）及びマスクを持参すること。

(3) 服装

警備員にあつては制服とし、警備員以外の者にあつては活動しやすい服装（ジャージやTシャツは不可）とする。

7 合格者発表等

(1) 合格者発表

合格者の発表は、検定の当日、検定の実施場所において行う。

(2) 成績証明書の交付

検定に合格した者に対しては、その当日に検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

8 その他留意事項

(1) 検定申請書の住所欄の記載

検定申請書の住所欄の記載は、住民票の記載に従い、丁目、番地、番、大字等を正確に記載すること。

(2) 問合せ先

この検定に関する問合せは、徳島県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務指導室営業係又は各警察署生活安全課若しくは刑事生活安全課に行うこと。

なお、検定の試験内容に関する問合せは、一切受け付けない。

(3) その他

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、検定を中止する場合がある。発熱者、体調不良者等については、受検を認めない場合がある。